

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書

○医薬品の生産能力が不十分又は無い国(主に後発開発途上国)においては、HIV/AIDS、結核、マラリア等の感染症等による公衆の健康の問題に対処するためには、外国からの医薬品の輸入に頼らざるを得ない。しかし、医薬品の製造能力を有する国が、自国において特許権が付与された医薬品(注1)をこれらの諸国への輸出のために生産することにつき「強制実施許諾(注2)」を与えることは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)第31条(f)に抵触する恐れがあった。

(注1)特許権が認められている場合、特許権者以外は、原則として、特許権者から実施許諾を受けなければ、特許発明に係る物の生産・販売等を行うことができない。

(注2)強制実施許諾とは、政府が、特許権者の許諾を得なくても特許発明を実施する権利を第三者に認めること。

○そこで、開発途上国における感染症等による公衆の健康の問題に対処するため、TRIPS協定上の「強制実施許諾」に関する規定の一部を一定の場合において不適用とする規定(第31条の2)を追加することとした。

